

「武蔵村山市 生活実態調査」等に見る課題

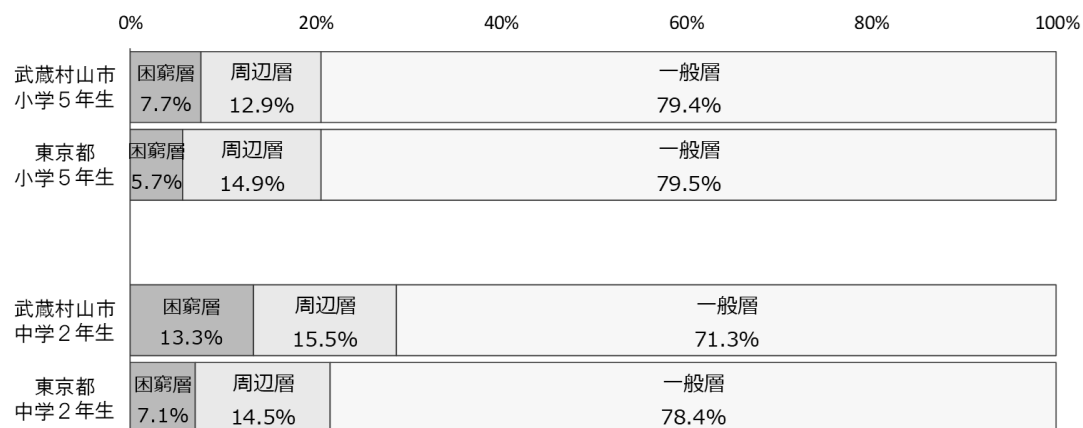
1 基本的属性

(1) 支援を必要とする子どもの割合

「生活実態調査」による武蔵村山市の生活困難層の割合を平成 28 年に行われた東京都の同様の調査結果と比較すると、小学 5 年生、中学 2 年生とも困窮層に分類される世帯の割合が東京都より高くなっている。

また、困窮層と周辺層を加えた層（報告書では「生活困難層」と表現）の割合は、東京都の場合、小学 5 年生 20.5%、中学 2 年生 21.6%（1.1 ポイント差）となるが、武蔵村山市では小学 5 年生 20.6%、中学 2 年生 28.8%で、中学 2 年生の方が 8.2 ポイント高くなる。

▼生活困難度、東京都との比較



※東京都:平成 29 年 3 月「東京都子供の生活実態調査」
※都の調査は4自治体(墨田区、豊島区、調布市、日野市)のもの

困窮層の割合は東京都よりも高い。

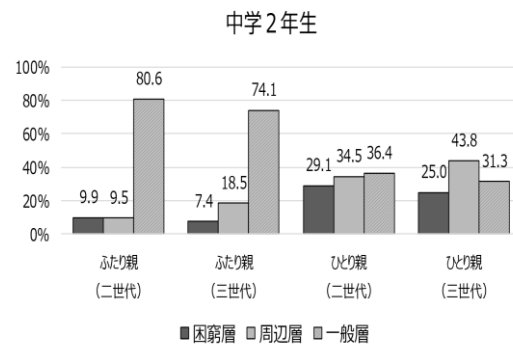
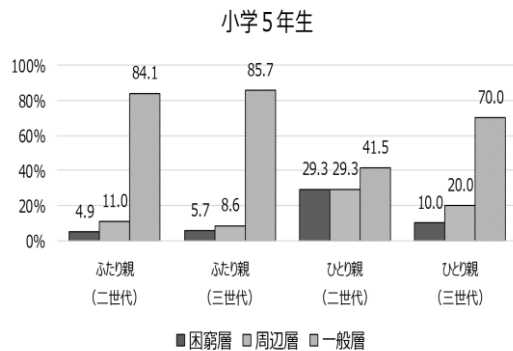
武蔵村山市では、子どもの年齢が高い家庭で生活困難層（困窮層、周辺層とも）が増加する。

(2) 世帯タイプ別の生活困難度

世帯タイプ別に生活困難度をみると、「困窮層」「周辺層」の割合は二世帯・三世帯のいずれもひとり親家庭の方で高くなっている。厚生労働省「国民生活基礎調査」で、大人が一人の世帯では勤労世代であっても高い割合で貧困状態にあることが報告されているが、武蔵村山市も同様の傾向にある。

▼世帯タイプ別生活困難層の内訳

区分		年齢層	ふたり親 (二世)	ふたり親 (三世)	ひとり親 (二世)	ひとり親 (三世)
(サンプル数)		小学5年生	498	55	68	15
		中学2年生	387	42	83	21
生活 困難層	困窮層	小学5年生	4.9%	5.7%	29.3%	10.0%
		中学2年生	9.9%	7.4%	29.1%	25.0%
	周辺層	小学5年生	11.0%	8.6%	29.3%	20.0%
		中学2年生	9.5%	18.5%	34.5%	43.8%
一般層		小学5年生	84.1%	85.7%	41.5%	70.0%
		中学2年生	80.6%	74.1%	36.4%	31.3%



▼世帯タイプ別生活困難層の内訳（東京都）

		年齢層	ふたり親 (二世)	ふたり親 (三世)	ひとり親 (二世)	ひとり親 (三世)
(サンプル数)		小学5年生	2,210	237	321	57
		中学2年生	2,177	239	354	75
		16-17歳	1,868	229	377	77
生活 困難層	困窮層	小学5年生	4.0%	8.3%	12.7%	10.7%
		中学2年生	5.2%	3.9%	16.3%	22.0%
		16-17歳	4.2%	3.8%	19.0%	16.2%
	周辺層	小学5年生	13.1%	17.8%	20.2%	38.2%
		中学2年生	12.7%	14.1%	22.9%	30.5%
		16-17歳	15.4%	14.6%	22.9%	45.5%
一般層		小学5年生	82.9%	73.9%	67.1%	51.1%
		中学2年生	82.1%	82.0%	60.8%	47.5%
		16-17歳	80.4%	81.6%	58.1%	38.3%

武蔵村山市では、ひとり親（二世）の困窮層の割合が東京都よりも高い。

(3) 世帯構造

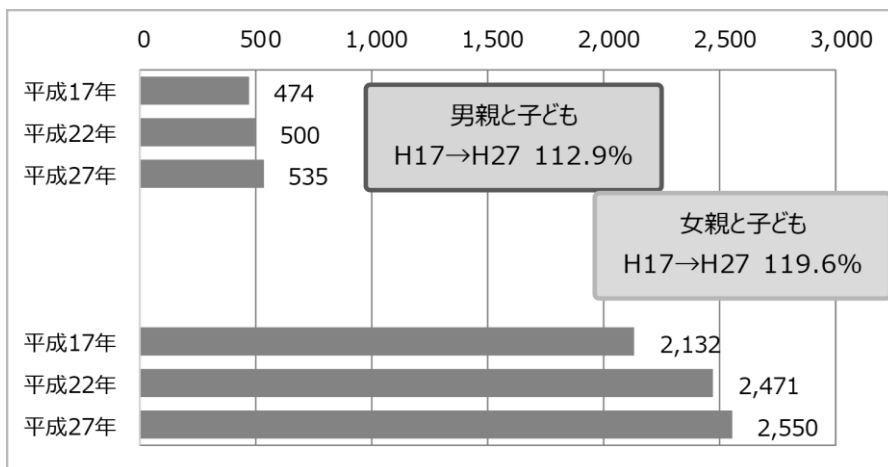
武蔵村山市の世帯構造では、核家族のうち、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯（ひとり親の二世帯世帯）がいずれも増加傾向にある。

▼武蔵村山市の世帯構造

区分	一般世帯数	核家族	(世帯)			
			夫婦のみ	夫婦と子ども	18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯
平成17年	24,926	16,879	4,973	9,300	5,111	2,400
平成22年	26,770	18,184	5,454	9,759	5,643	2,712
平成27年	28,277	18,155	5,743	9,327	5,470	2,270

	男親と子ども	(世帯)	
		18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯
平成17年	474	110	15
平成22年	500	101	14
平成27年	535	92	9

	女親と子ども	(世帯)	
		18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯
平成17年	2,132	662	143
平成22年	2,471	835	187
平成27年	2,550	756	160



※国勢調査

武蔵村山市では、生活困窮の状態になりやすいと考えられる女親と子どもの世帯が増加傾向にある。増加の率も、男親と子どもの世帯に比べて高い。
核家族の世帯の約14%を占める「女親と子ども」から成る世帯への支援は、武蔵村山市において重要と考えられる。

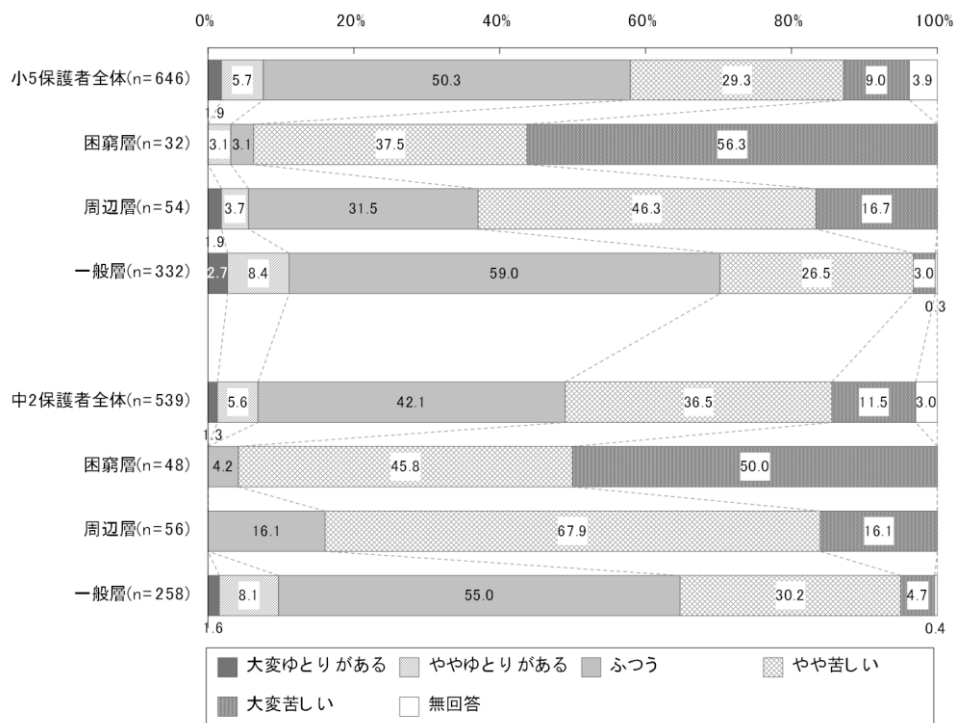
2 暮らし・生活環境

(1)主観的な暮らし向き

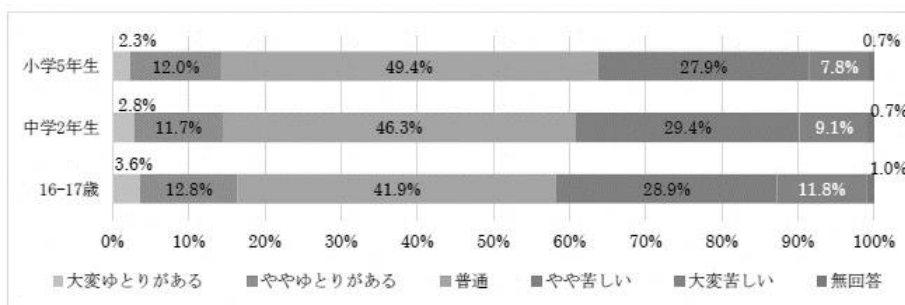
現在の暮らし向きについて、「やや苦しい」「大変苦しい」を合わせた『苦しい』の割合は、小学5年生では38.3%、中学2年生では48.0%となっている。

東京都調査での『苦しい』の割合は小学5年生では35.7%、中学2年生では38.5%となっている。

▼現在の暮らしの状況



▼現在の暮らしの状況（東京都）

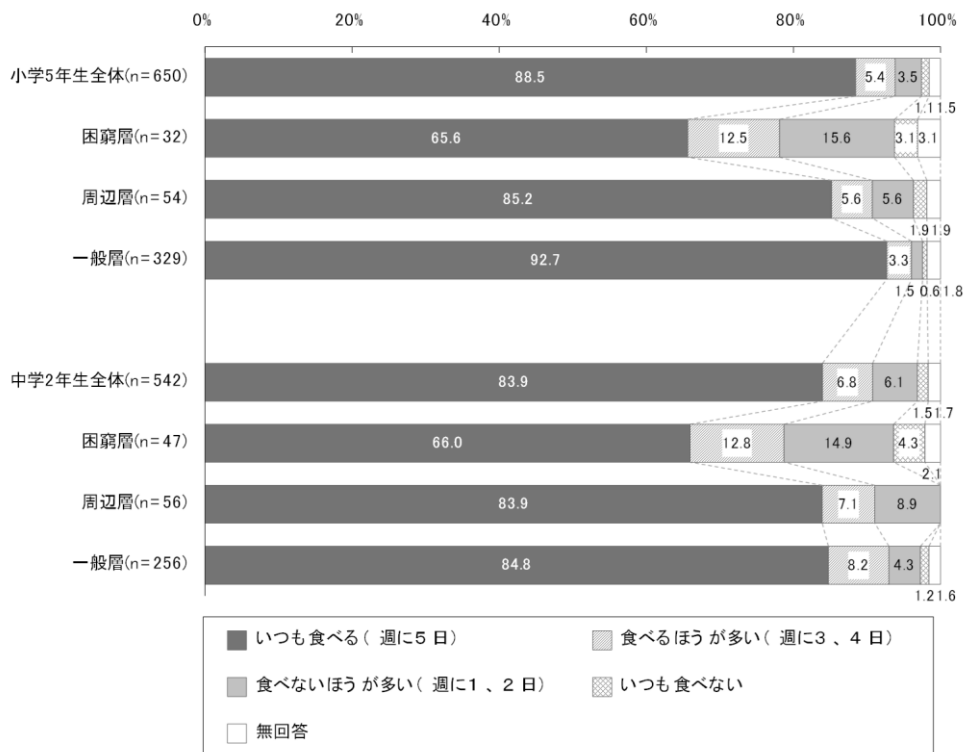


武蔵村山市では、子どもの年齢が高い家庭で主観的な暮らし向きが悪くなる傾向がみられる。

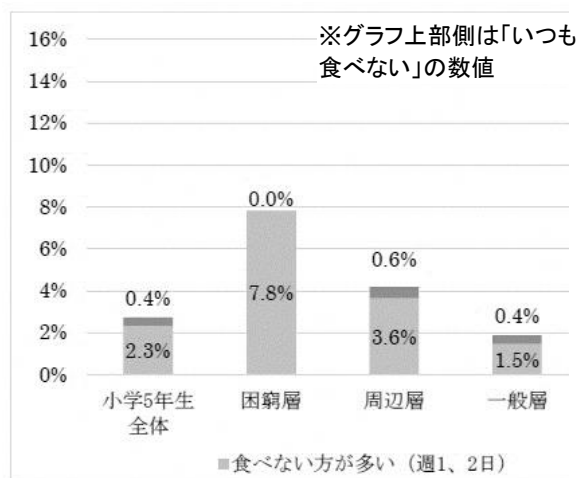
(2)朝食の摂取状況

中学2年生の1.5%が朝食を「いつも食べない」、6.1%が「食べないほうが多い(週1、2日)」。困窮層で「いつも食べない」は小学5年生が3.5%、中学2年生が4.3%、「食べないほうが多い(週1、2日)」は小学5年生で15.6%、中学2年生で14.9%となっている。東京都調査では、小学5年生の困窮層で「食べないほうが多い(週1、2日)」が7.8% (いつも食べないは0.0%) である。

▼平日(学校に行く日)に朝食を食べる頻度



▼平日に朝食を食べる頻度(東京都)

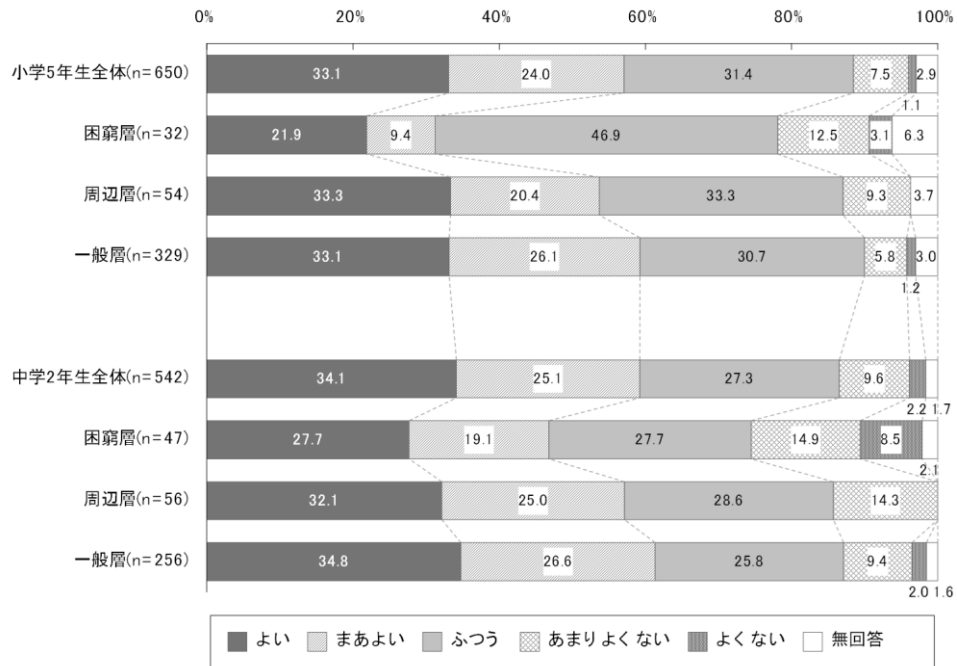


子供の成長と健康に重要な役割をはたす朝食が、困窮層では小学5年生という大事な時期にとられていない状況がみられ、生活環境の改善が課題と考えられる。

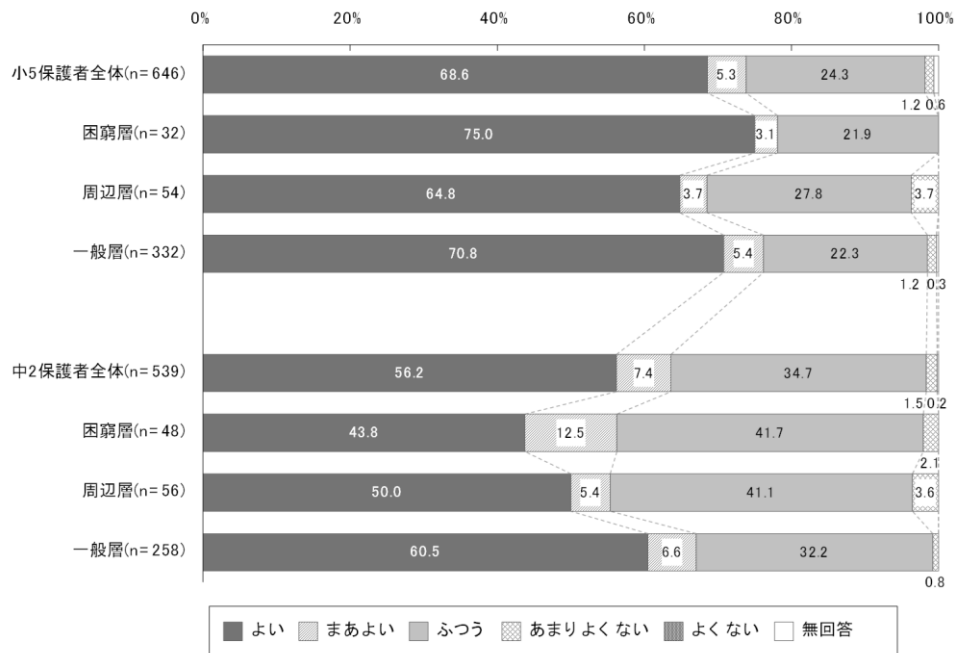
(3)健康状態

子どもの主観的健康状態は、困窮層ほど「よい」と「まあよい」を合わせた『よい』の割合が低い。保護者からみた子どもの健康状態では、中学2年生の「よい」において生活困難度との相関がみられるものの、小学5年生では相関がみられない。

▼子どもの主観的健康状態



▼保護者からみた子どもの健康状態



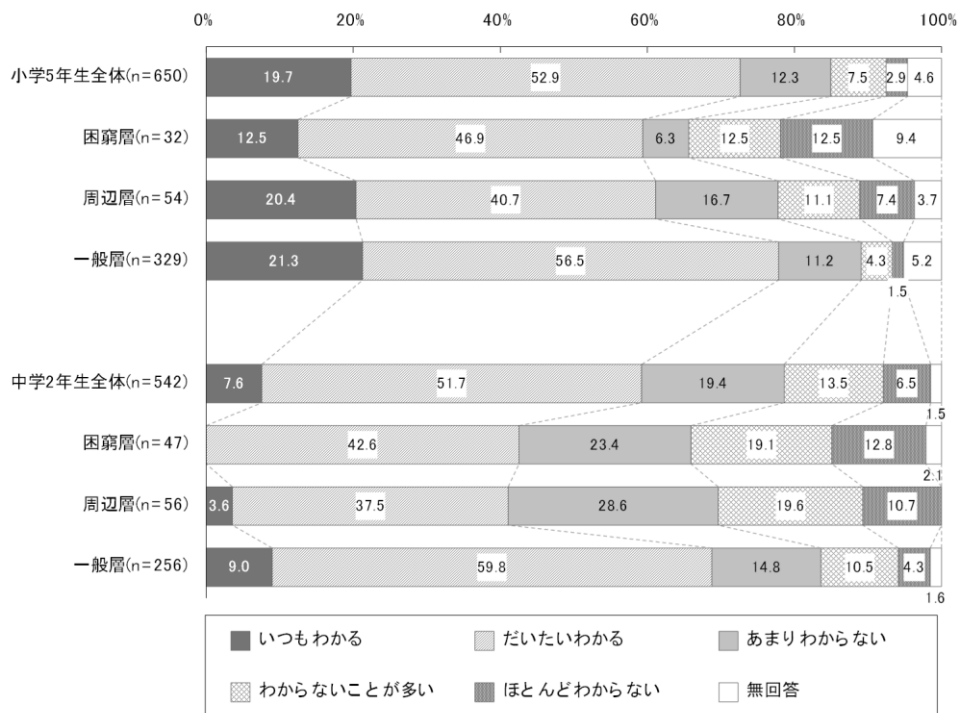
すべての子どもに対してはもちろんのこと、生活困難な家庭の子どもに対する健康を保つための支援が重要と考えられる。

3 教育・学習・学習環境

(1) 授業の理解度

小学5年生の72.6%が学校の授業を「いつもわかる」「だいたいわかる」としているが、「わからないことが多い」「ほとんどわからない」を合わせた『わからない』の割合は、困窮層で25.0%、周辺層で18.5%、一般層で5.8%と困窮層で高くなっている。中学2年生では『わからない』の割合が困窮層で31.9%、周辺層で30.3%、一般層で14.8%と、いずれの年齢層でも困窮層でわからない割合が高い。

▼授業の理解度

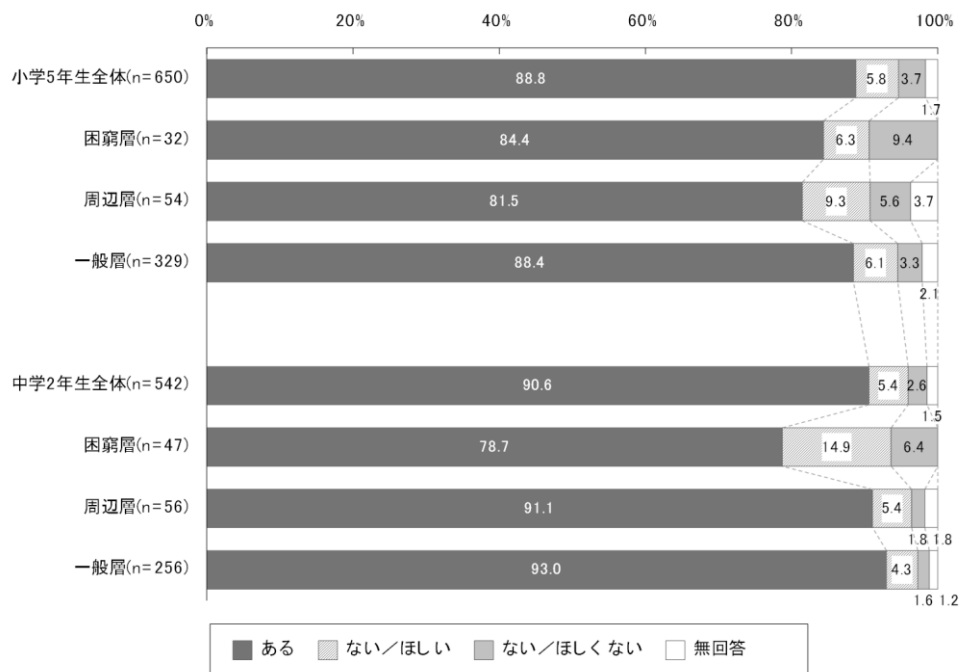


生活困難層では学校の授業の理解度が低くなる傾向がみられる。別の設問、授業がわからなくなった時期では、小学5年生の授業がわからない子どもの50.9%が、小学3年生までにわからなくなったと回答し、中学2年生の授業がわからない子どもの48.1%が中学1年生のころにわからなくなったと回答している。

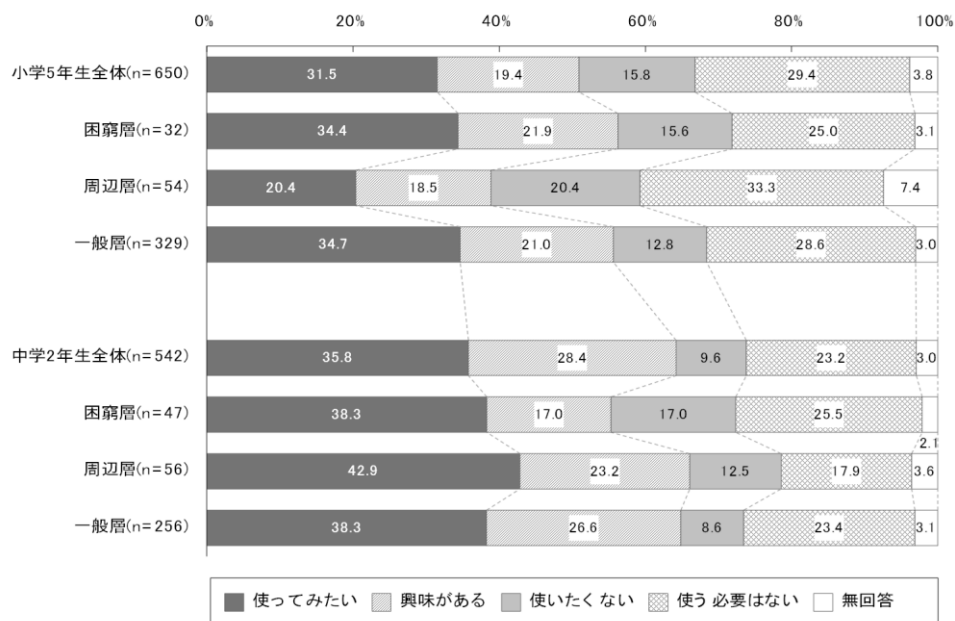
(2) 勉強をする場所

小学5年生、中学2年生の約6%が「自宅で宿題(勉強)をすることができる場所」が「ないほしい」としている。困窮層では小学5年生で6.3%だが、中学2年生で14.9%となる。一方、家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所について、「使ってみたい」の割合は、小学5年生の困窮層で34.4%、周辺層で20.4%、一般層で34.7%、中学2年生の困窮層で38.3%、周辺層で42.9%、一般層で38.3%となっている。

▼自宅で宿題をすることができる場所の有無



▼家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所の利用希望



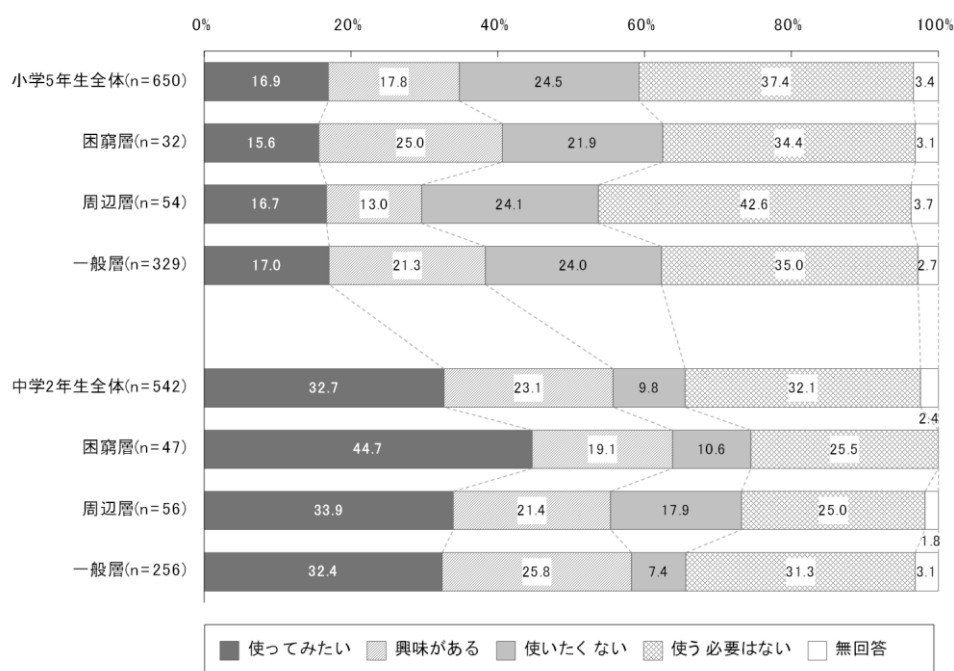
中学2年生の困窮層では自宅での勉強がしにくい状況が一部にみられる。「家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所」について、子ども自身の利用意向（興味）は高い。学校や、学校以外での学習の支援が望まれ、年齢的には小学校低学年からの支援も視野に入れる必要があると考えられる。

4 求められる支援やサービス

(1) 子どもの居場所

居場所事業について、中学2年生の約3割が、「(家以外で) 平日の放課後に夜まで安心していることができる場所」「(家以外で) 休日にいることができる場所」を「使ってみたい」としている。中学2年生の困窮層は一般層と比べて「使ってみたい」「興味がある」とする子どもの割合がより高い。

▼ (家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所の利用希望



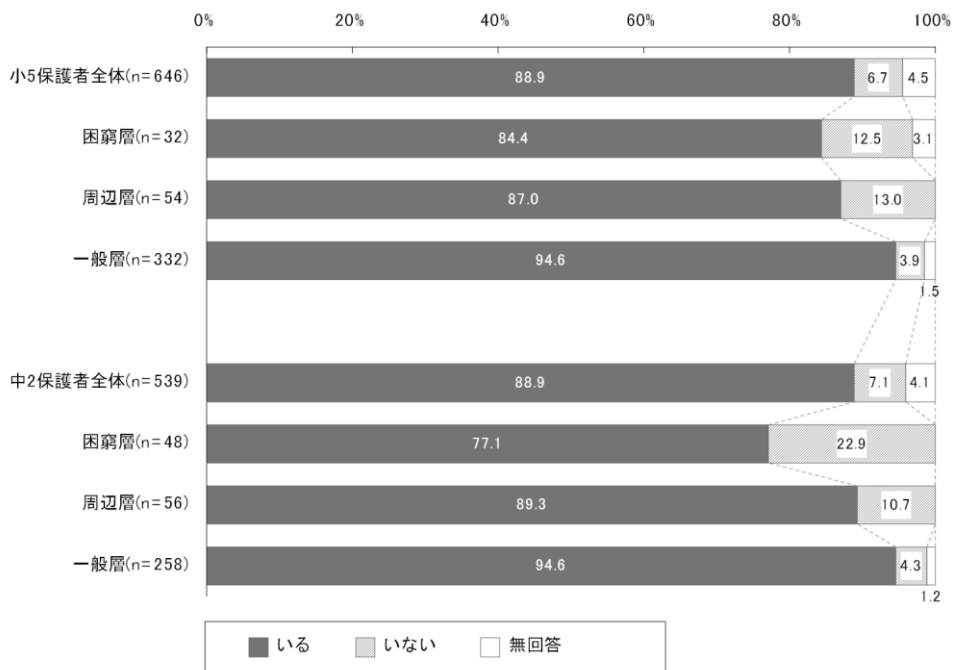
小学生よりも中学生のほうが平日の放課後や休日の居場所を求めている。別の設問「家の人がいないとき、夕ごはんをみんなで食べることができる場所」(子ども 問 35) では中学2年生の困窮層で利用希望が高くなっていた。

前述の、困窮層の割合、朝食の摂取、授業の理解度などでも、子どもの年齢が高いほうが状況が悪くなる傾向にあり、小学校卒業後の環境変化に対応した支援の形を検討する必要があると考えられる。

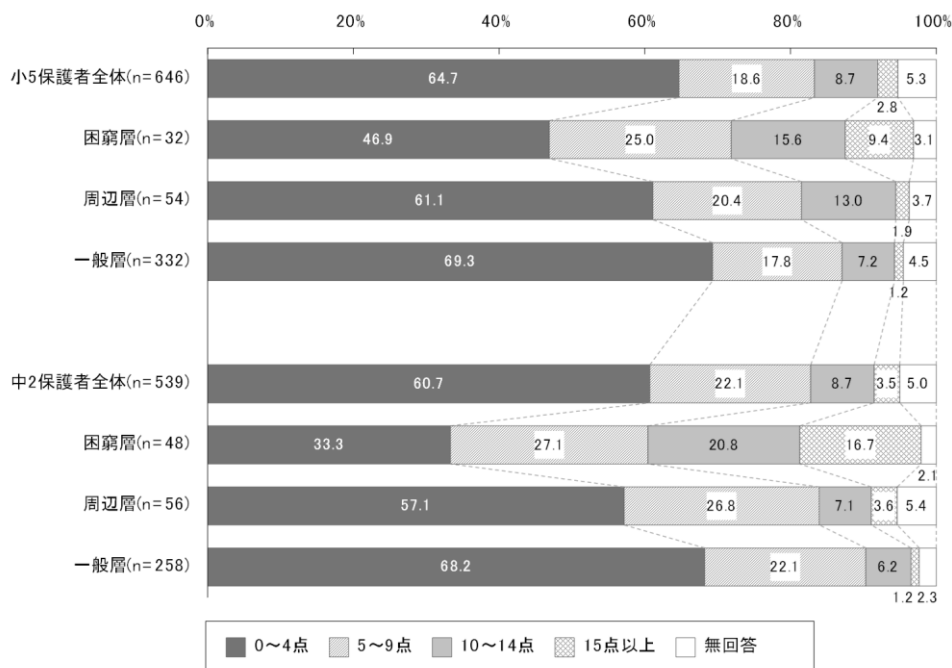
(2) 保護者の相談先・抑うつ傾向

困ったときに相談する相手について、小学5年生の保護者の6.7%、中学2年生の保護者の7.1%が「いない」と回答しており、この割合は中学2年生の困窮層で22.9%と高くなっている。また、保護者の抑うつ傾向は小学5年生・中学2年生の保護者ともに困窮層で高い。

▼保護者の、困ったときや悩みがあるときの相談相手の有無



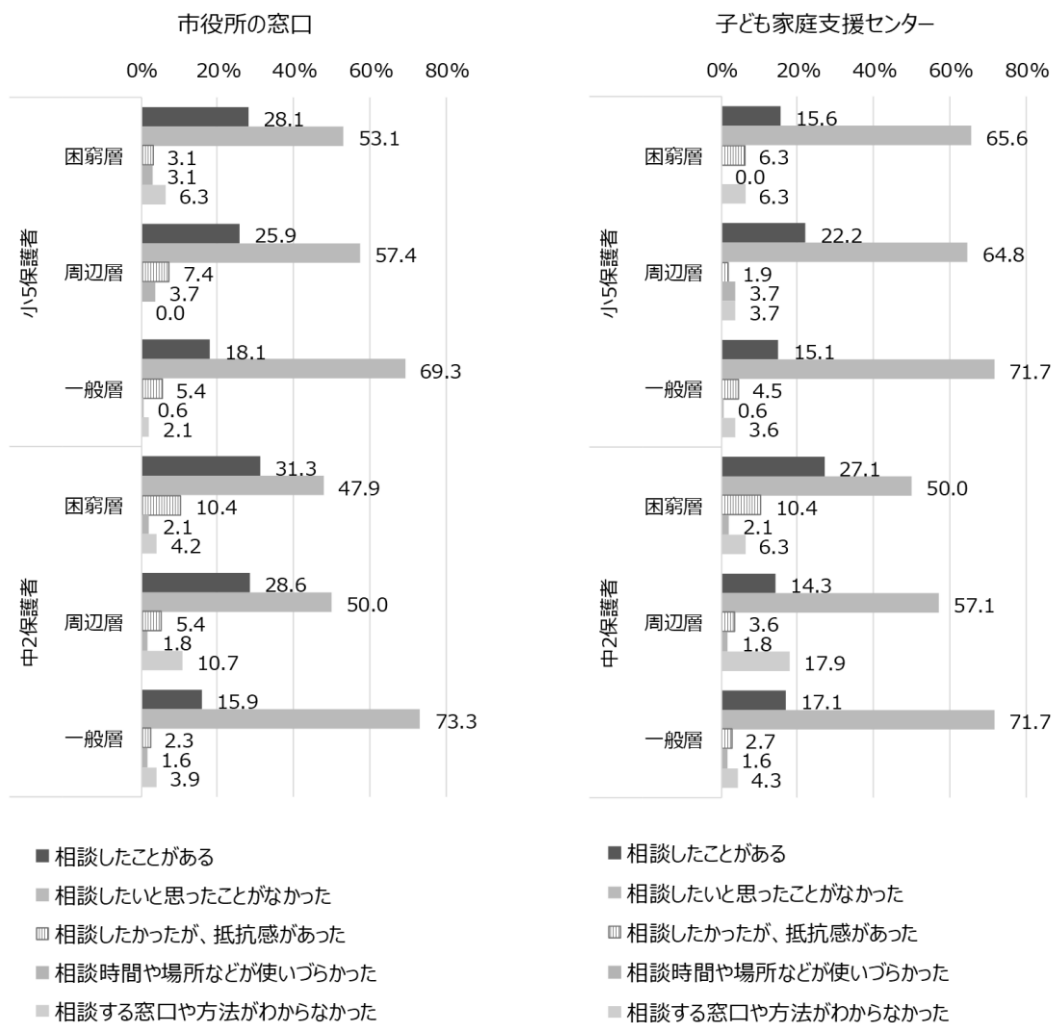
▼保護者の抑うつ傾向

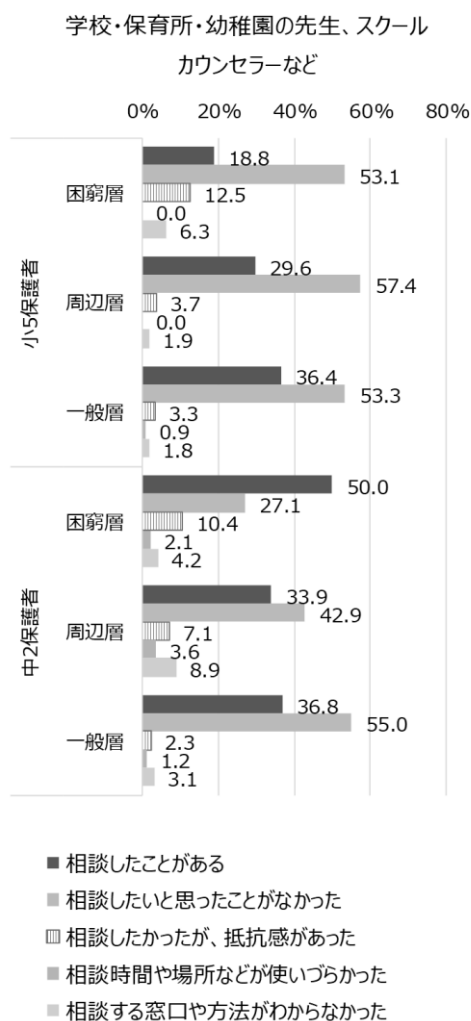


※K6 指標を用いて保護者の抑うつ傾向を計った。点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられる。

(3) 公的機関への相談状況

公的に設けられている相談先への相談状況では、いずれの相談先でも一定の「相談したかったが、抵抗感があった」がみられ、「子ども家庭支援センター」と「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」では困窮層においてその割合が他の層よりも高くなっている。(報告書 p198～より抜粋、グラフから無回答を除き整理)





子どもへの直接的な支援と併せて、保護者の悩みや相談を受け止められる窓口・サービスの充実が必要と考えられる。その際、相談のしやすさや抵抗感を低減させるような工夫も重要と思われる。

(4)サービスの周知

支援サービスの利用状況では、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」「子ども食堂（子どもカフェ）」「フードバンクによる食料支援」について、知らないため利用されていない割合が高く約3割となっており、困窮層は一般層に比べて各支援サービスについて非認知による不利用率が高い傾向にある。（報告書 p188～、グラフ省略）

支援やサービスが設けられているにも関わらず、それを必要とする層に対して支援が届いていない可能性がある。支援が必要な子どもと家庭にこそ適切に支援が行きわたるような周知方法と提供体制が重要と考えられる。

子どもの貧困と子どもの貧困対策について

1 近年のわが国の状況

(1) 相対的貧困率 ～世界の中での日本～

子どもの貧困状況を把握する世界的な基準の一つに「相対的貧困率」があります。この基準における日本の子どもの貧困率は、OECD（経済協力開発機構）加盟国 34 か国の中で 10 番目に高く、OECD 平均値を上回っています。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が 1 人の世帯の相対的貧困率は最も高い状況です。

▼子どもの貧困率の順位

順位	国名	割合 (%)
1	デンマーク	3.7
2	フィンランド	3.9
	...	
	OECD 平均	13.3
	...	
25	日本	15.7
	...	
34	イスラエル	28.5

▼大人が 1 人の世帯の相対的貧困率の順位

順位	国名	割合 (%)
1	デンマーク	9.3
2	フィンランド	11.4
	...	
	OECD 平均	31.0
	...	
33	日本	50.8

(OECD (2014) Family database “Child poverty”)

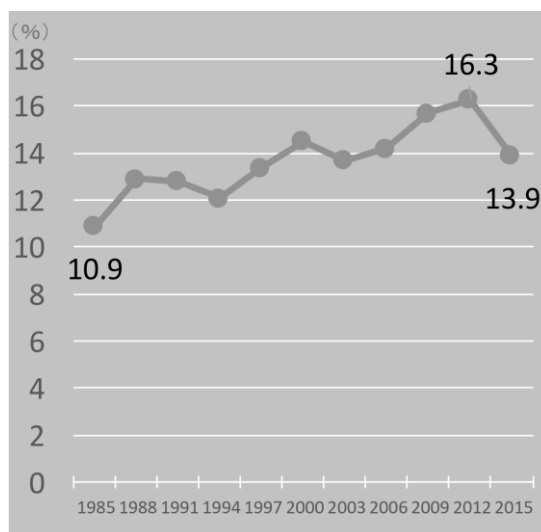
※日本の数値は 2009 年、大人が 1 人の世帯の相対的貧困率には韓国のデータがないため 33 か国の順位

(2) 相対的貧困率 ～国民生活基礎調査～

日本における「子どもの相対的貧困率」はおおむね上昇傾向にあり、平成 24 (2012) 年で 16.3%、平成 27 (2015) 年では 13.9%、ほぼ 7 人に 1 人程度の割合となっています。

※相対的貧困率: OECD の作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したもの。

▼子どもの相対的貧困率



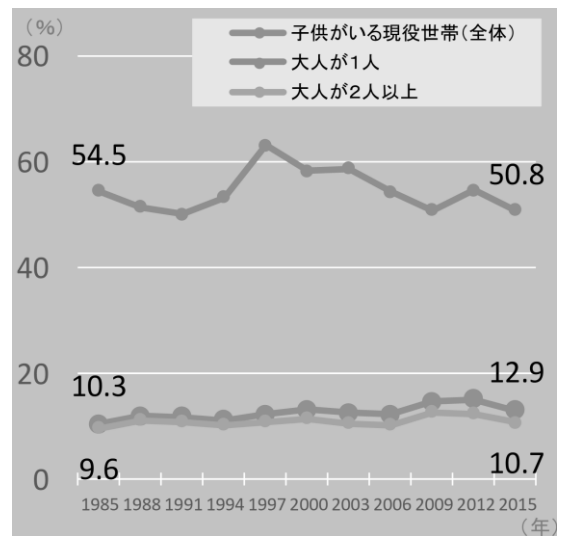
(厚生労働省「国民生活基礎調査」)

(3) 相対的貧困率 ～大人1人で子どもを養育している家庭の相対的貧困率～

国民生活基礎調査による、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は12.9%です。

そのうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率に着目すると、50.8%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。我が国において、大人が1人（≒ひとり親）の世帯では、勤労世代であっても高い割合で貧困状態にあるという事実が明らかになっています。

▼子どもの相対的貧困率



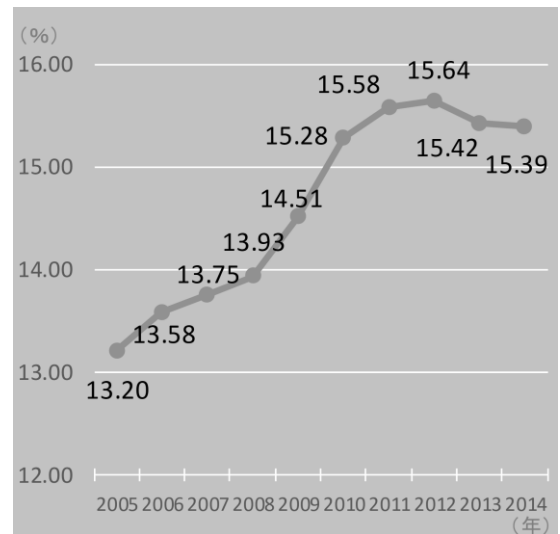
(厚生労働省「国民生活基礎調査」)

(4) 就学援助費の需給率

全国の就学援助費の需給率（支給には所得制限があり各自治体の設定は異なる。おおむね生活保護制度の基準額を少し上回る程度とされ、受給しているのは貧困にほぼ近い世帯の子どもたちと考えられる）は平成17（2005）年の13.20%から平成24（2012）年の15.64%まで上昇を続け、平成25（2013）年には15.42%に減少、平成26

（2014）年はさらに0.03ポイント減の15.39%となりました。しかし依然として6人に1人の割合で、高止まりの傾向となっています。

▼就学援助費需給率の推移

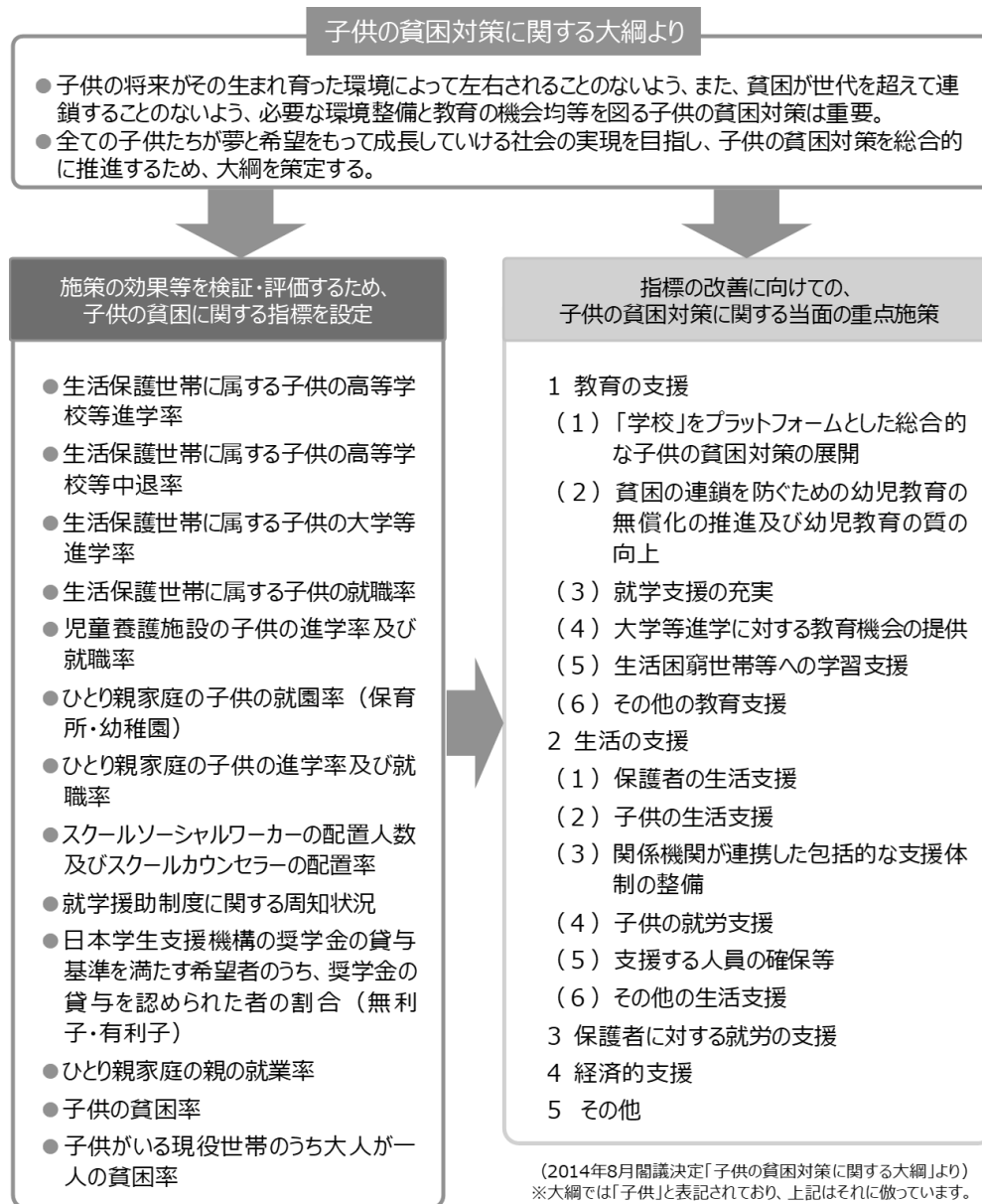


(文部科学省「就学援助実施状況等調査」)

2 国が示す子どもの貧困対策

(1) 国の大綱における重点施策

子どもの貧困に対する社会的な問題意識の高まりの中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行され、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。大綱では子どもの貧困に関する指標が設定され、その指標の改善に向けた当面の重点施策が示されています。なお、今年度には重点施策の見直しが行われる予定です。



(2) 子どもの貧困対策、改正対策法が成立

直近では、改正子どもの貧困対策推進法が 6 月 12 日の参院本会議で可決、成立しています。これまで都道府県に努力義務として課していた子どもの貧困対策に関する計画策定が市区町村にも広がることとなりました。

武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会に関する運営要領（案）

令和元年 月 日

武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会決定

（趣旨）

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会（以下「懇談会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（懇談会の公開）

第2条 懇談会は、公開とする。

2 公開は、市民に懇談会を傍聴させることにより行う。

（傍聴手続）

第3条 懇談会を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（別記様式）により懇談会の座長（以下「座長」という。）の承認を受けなければならない。

（許可しない者）

第4条 座長は、次のいずれかに該当する者の傍聴を認めないことができる。

- (1) 銃器、棒等その他の人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがある座長が認める者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会議における意見などに対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (4) 私語、談笑等をしないこと。
- (5) 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、座長の許可を受けなければならないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、懇談会の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

（傍聴人に対する指示等）

第6条 座長は、傍聴人に対し必要な指示をすることができる。

2 座長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退場を命ずることができる。

（会議録）

第7条 会議録は、発言の要旨を記載したものとする。

2 作成した会議録は、次の会議の際、懇談会の委員の承認を得て確定する。

3 会議録は、その全部を公開する。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

別記様式（第3条関係）

（表）

傍聴申込書

第 号

令和 年 月 日	
武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会座長 殿	
申込者氏名	
会議を傍聴したいので、下記のとおり申し込みます。	
傍 聴 者	氏 名
	住 所
	連絡先
附属機関等の名称	第 回武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会
開 催 日 時	令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から
開 催 場 所	
備 考	

傍聴承認書

第 号

傍 聴 者	氏 名
	住 所
	連絡先
附属機関等の名称	第 回武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会
開 催 日 時	令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から
開 催 場 所	
備 考	
上記のとおり会議の傍聴を承認します。	
令和 年 月 日	
武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会座長	

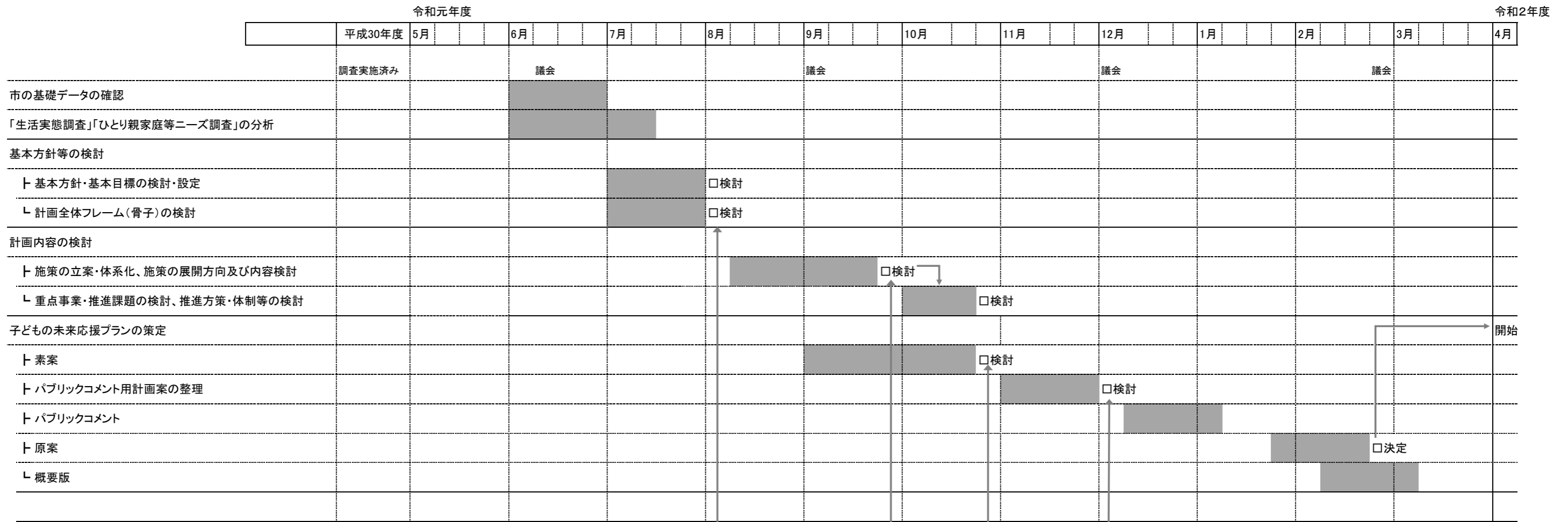
（日本工業規格A列4番）

(裏)

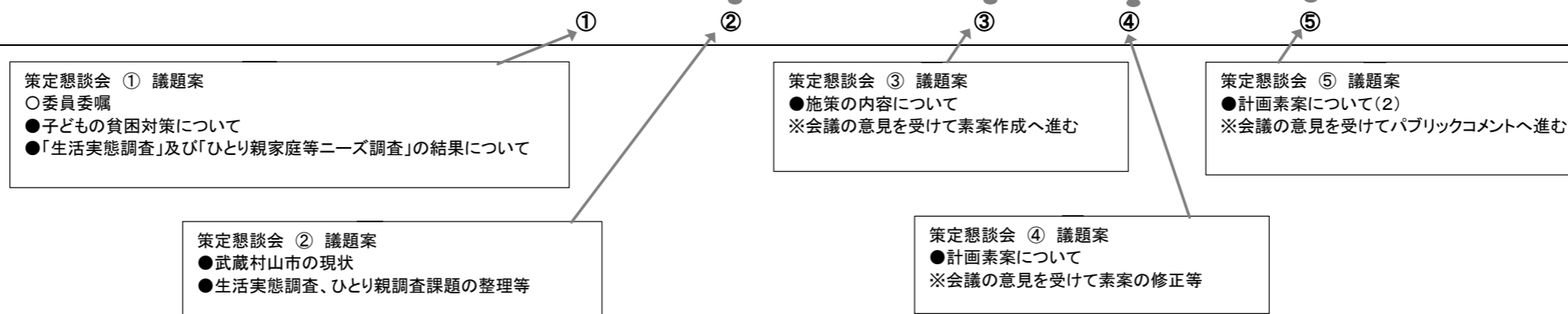
傍 聴 者 心 得

- 1 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- 2 飲食又は喫煙をしないこと。
- 3 会議における意見などに対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- 4 私語、談笑等をしないこと。
- 5 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会の座長（以下「座長」といいます。）の許可を受けなければならないこと。
- 6 その他懇談会の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。
- 7 座長の指示に従うこと。

武蔵村山市子どもの未来応援プラン 策定スケジュール(案)



子どもの未来応援プラン策定懇談会



※策定懇談会の日程及び内容は状況により変更となる場合があります。

武蔵村山市子どもの未来応援プラン

～サブタイトル～

(令和 2 年度～令和 6 年度)

構成案

令和 2 年 3 月
武蔵村山市

目 次

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

1 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行

平成25年6月26日に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）が公布され、平成26年1月17日から施行されました。

また、令和元年6月19日には同法の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）が公布され、同年●月●日から施行されています。

(1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律の目的及び基本理念（下線部分は改正箇所）

この法律では、その目的及び基本理念について、次のように規定されています。

（目的）

第1条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(2) 地方公共団体の責務

この法律では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。

また、令和元年法律第41号による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律で、『市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。』とされ、市町村計画の策定が努力義務となりました。

(3) 子どもの貧困対策に関する大綱の策定

この法律に基づき、政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならないこととされており、当該大綱は、次に掲げる事項について定めるものとされています（下線部分は改正箇所）。

- ① 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- ② 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- ③ 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- ④ 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- ⑤ 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

2 子供の貧困対策に関する大綱

政府は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、平成26年8月29日に、子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定しています。

大綱では、子どもの貧困対策の意義や施策の推進体制等について、次のように定められています。 ※法改正に伴い、大綱についても改正予定あり。

子供の貧困対策に関する大綱（抄）

～全ての子供たちが夢と希望を持って
成長していける社会の実現を目指して～

（平成26年8月29日閣議決定）

第1 はじめに

（子供の貧困対策の意義と大綱の策定）

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、**貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要**である。そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

第6 施策の推進体制等

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要である。

このため、都道府県など地方公共団体において子供の貧困対策についての検討の場が設けられるよう、また、**地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されるよう**働きかけるとともに、情報提供等の適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援する。

この大綱においても、「第6 施策の推進体制等」の「2 地域における施策推進への支援」にあるように、地方公共団体において、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されることが求められています。

第2節 計画の性格と位置付け

1 計画の性格

この計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村計画」として、同法の目的、基本理念等を踏まえて策定するものとします。

また、同法に基づき閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）及び東京都の計画を勘案するとともに、本市が策定した関連計画等との整合・連携を図ります。

2 計画の位置付け

本市の他の計画との関係は、次のとおりとなります。

※未整理

第3節 計画の期間

この計画は、令和2年度を初年度とする5年間を計画期間とします。

第4節 計画の対象

※18歳未満の児童を対象として想定

第2章 本市の状況

第1節 子どもと家庭の状況

第2節 生活実態調査等の結果の概要

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念と基本目標

第2節 施策の体系

第4章 施策の展開

《子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子供の貧困対策》

- ・ 子ども等に対する教育の支援
- ・ 生活の安定に資するための支援
- ・ 職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ・ 経済的支援
- ・ その他

第5章 計画の推進

資料編

武蔵村山市子どもの未来応援プラン

(令和2年度～令和6年度)

発行年月／令和2年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市健康福祉部地域福祉課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042(565)1111(代表)